

## 豊中市地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市において、地域包括ケアシステムに関する施策を総合的かつ効果的・効率的に推進するため、豊中市地域包括ケアシステム推進会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域包括ケアシステム推進に関する全庁的な情報共有及び課題解決に向けた検討並びに包括的な取り組みに  
関すること
- (2) 地域福祉計画を策定するために必要な事項についての検討及び分野別計画との連携・調整に関すること
- (3) その他必要と認める事項

### (運営)

第3条 会議の委員長は福祉部長、副委員長は福祉部の地域共生課を担当する次長をもって充てる。

- 2 会議は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (実務担当者会議)

第4条 会議に所掌事務に係る特定事項の検討及び事務作業をさせるため、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議の招集及び運営については別に定める。

### (事務局)

第5条 会議の事務局は、福祉部地域共生課に置く。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成 29 年(2017 年)2 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 29 年(2017 年)7 月 25 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 30 年(2018 年)8 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和 3 年(2021 年)6 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和 4 年(2022 年)7 月 25 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から施行する。

別表

豊中市地域包括ケアシステム推進会議の委員となる者

委員長	福祉部長	
副委員長	福祉部次長（地域共生課担当）	
委員	市民協働部	人権政策課長 コミュニティ政策課長 くらし支援課長 地域連携課
	福祉部	地域共生課長 福祉事務所長 障害福祉課長 長寿社会政策課長 長寿安心課長
	健康医療部	保健安全課長 コロナ健康支援課長 医療支援課長 保険給付課長
	こども未来部	こども政策課長
	こども未来部 はぐくみセンター	こども安心課長 こども支援課長 おやこ保健課長
	都市計画推進部	住宅課長
	教育委員会	児童生徒課長
	市立豊中病院	経営企画課長